（船舶発生廃棄物記録簿）

第十二条の三の六　（略）

2　前項の表の下欄に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて法第十条の四第二項の船舶発生廃棄物記録簿への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該船舶発生廃棄物記録簿とみなす。

3・4　（略）

（水バラスト記録簿）

第十二条の十四の十六　（略）

2　前項の表の下欄に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて法第十七条の四第二項の水バラスト記録簿への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該水バラスト記録簿とみなす。

3　第一項に規定する水バラスト記録簿への記載は、第一号の九の五様式によるものとする。

4　（略）

（海洋施設の油記録簿等）

第十二条の十七の二　（略）

2・3　（略）

4　第二項の表及び第三項の表の下欄に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて法第十八条の四第二項の油記録簿又は有害液体物質記録簿への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該油記録簿又は有害液体物質記録簿とみなす。

5～7　（略）

（入域等のときにおける窒素酸化物の放出量に係る放出基準に係る記録）

第十二条の十七の五の二　（略）

2　前項各号に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて前項の規定による航海日誌への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された事項は、当該航海日誌に記載されたものとみなす。

（燃料油の採取位置の指定）

第十二条の十七の五の三　法第十九条の二十二第一項の船舶（引火点が摂氏六十度以下の燃料又は摂氏三十七・八度において蒸気圧が〇・二八メガパスカルを超える燃料を使用する船舶を除く。）の船舶所有者は、法第十九条の二十一第一項又は第二項に規定する基準に適合する燃料油を使用するときは、あらかじめ、国土交通大臣の指示するところにより、当該燃料油を採取することができる位置を指定するものとする。

（燃料油の使用に係る記録）

第十二条の十七の六　（略）

2　前項各号に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて前項の規定による航海日誌への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された事項は、当該航海日誌に記載されたものとみなす。

（粉砕設備等）

第三十七条の十五　法第四十三条の九第一項の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　令第九条の六第一項第一号の粉砕装置

二・三　（略）

2　（略）

（船舶発生廃棄物記録簿）

第十二条の三の六　（略）

2　前項の表の下欄に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて法第十条の四第二項に規定する船舶発生廃棄物記録簿への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該船舶発生廃棄物記録簿とみなす。

3・4　（略）

（水バラスト記録簿）

第十二条の十四の十六　（略）

（新設）

2　前項に規定する水バラスト記録簿への記載は、第一号の九の五様式によるものとする。

3　（略）

（海洋施設の油記録簿等）

第十二条の十七の二　（略）

2・3　（略）

4　第二項の表及び第三項の表の下欄に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて法第十八条の四第二項に規定する油記録簿又は有害液体物質記録簿への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該油記録簿又は有害液体物質記録簿とみなす。

5～7　（略）

（入域等のときにおける窒素酸化物の放出量に係る放出基準に係る記録）

第十二条の十七の五の二　（略）

2　前項各号に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて前項に規定する航海日誌への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された事項は、当該航海日誌に記載されたものとみなす。

（燃料油の採取位置の指定）

第十二条の十七の五の三　法第十九条の二十二第一項の船舶（引火点が摂氏六十度以下の燃料を使用する船舶を除く。）の船舶所有者は、法第十九条の二十一第一項又は第二項に規定する基準に適合する燃料油を使用するときは、あらかじめ、国土交通大臣の指示するところにより、当該燃料油を採取することができる位置を指定するものとする。

（燃料油の使用に係る記録）

第十二条の十七の六　（略）

2　前項各号に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて前項に規定する航海日誌への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された事項は、当該航海日誌に記載されたものとみなす。

（粉砕設備等）

第三十七条の十五　法第四十三条の九第一項の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　令別表第二の二第一号の粉砕装置

二・三　（略）

2　（略）